

石部小学校PTA 本部役員・地区委員選出細則【R6 改正】

【目的】

第1条 本会規約第13条、第18条に定める本部役員、地区委員の選出を目的とし次の通り定める。

【役員選出委員会】

第2条 役員選出に関する業務を管理し、執行するため、役員選出委員会を設ける。

第3条 役員選出委員は、本部役員、地区委員の選出については、前年度の本部役員、地区委員がその任にあたる。

【本部役員の選任】

第4条 本部役員の選出にあたっては、前年度の2月末日までに大分団ごとに計6名の本部役員を選任する。なお、各分団より選出する本部役員数は、全世帯数に対する各分団の世帯数の割合をもとに選出する地区委員数を考慮しつつ決定する。

第5条 本部役員の選任の方法は、大分団ごとに選出方法を決め選出する。

【地区委員の選任】

第6条 地区委員の選出にあたっては、前年度の2月末日までに小分団ごとに2名を選任する。

第7条 地区委員の選任の方法は、小分団ごとに選出方法を決め選出する。

【立候補及び推薦】

第8条 本部役員候補者の選任にあたって、自薦・他薦候補の有無を考慮しなければならない。但し、自薦・他薦候補は役員選出委員会の定める日までに届けるものとし、他薦をする場合は、推薦される者の了承を得た上で、推薦者が責任を持って推薦するものとする。

【役職の決定と報告】

第9条 大分団より選任された6名の本部役員で互選により、会長ならびに副会長、会計を選任する。

第10条 小分団より選任された地区委員で、大分団ごとに互選により、2名の地区委員長を選任する。

第11条 本部役員の様職の互選の結果を全会員に報告する。

【選任の免除】

第14条の1

会長、副会長、会計の任期終了後、永久に世帯で本部役員・地区委員の選任を免除される。

第14条の2

地区委員・事業部の任期終了後、3年間は世帯で本部役員、地区委員の選任を免除される。

【改正】

第17条 本細則は、運営委員会(臨時総会)の議決によって改正する。

付 則 本細則は、平成 13(2001)年 12 月 3日改正、施行する

平成 16(2004)年 12 月 3日一部改正、平成 17 年4月 1日施行する

平成 22(2010)年 11 月 26日一部改正、平成 23 年4月 1日施行する

平成 27(2015)年4月 17日一部改正、平成 28 年4月 1日施行する

平成 29(2017)年2月 24日一部改正、平成 29 年4月 1日施行する

平成 30(2018)年2月 23日一部改正、平成 30 年4月 28日施行する

令和3(2021)年3月 15日一部改正、令和3年4月 1日施行する

令和5(2023)年4月 29日一部改正、令和5年5月 11日施行する

令和6(2024)年 11 月 20 日一部改正、令和6年 11 月 28 日施行する